

7. 自立を促進するための経済的支援

児童扶養手当制度の概要

1. 目的

離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。（平成22年8月より父子家庭も対象）

2. 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。

3. 予算額

1, 614. 6億円（21年度予算・国庫負担分）

1, 678. 4億円（22年度予算・国庫負担分。父子も含む）

4. 手当の支給主体及び費用負担

・昭和60年8月以降の新規認定者（都道府県知事支給対象者）

支給主体……都道府県、市等 ※費用負担……国 1/3 都道府県、市等 2/3

・昭和60年7月以前の既認定者等（国支給対象者） [平成21年3月末 387人]

支給主体……国 ※費用負担……国 10/10

5. 手当額（月額）

・児童1人の場合 全部支給：41,720円 一部支給：41,710円から9,850円まで

・児童2人以上の加算額 2人目：5,000円 3人目以降1人につき：3,000円

6. 所得制限限度額（収入ベース）

・本人：全部支給（2人世帯）130.0万円、一部支給（2人世帯）365.0万円

・扶養義務者（6人世帯）：610.0万円

7. 一部支給停止措置（平成20年4月から）

・受給資格者（養育者を除く）

支給開始月の初日から起算して5年（支給事由発生から7年）を超える場合に、受給者等の障害等により就業困難な事情がないにもかかわらず就業意欲がみられないという例外的な場合に限り、手当の1/2を支給停止する。

ただし、3歳未満の児童を育てている場合は、3歳までの期間は受給期間に含めない取扱いとする。

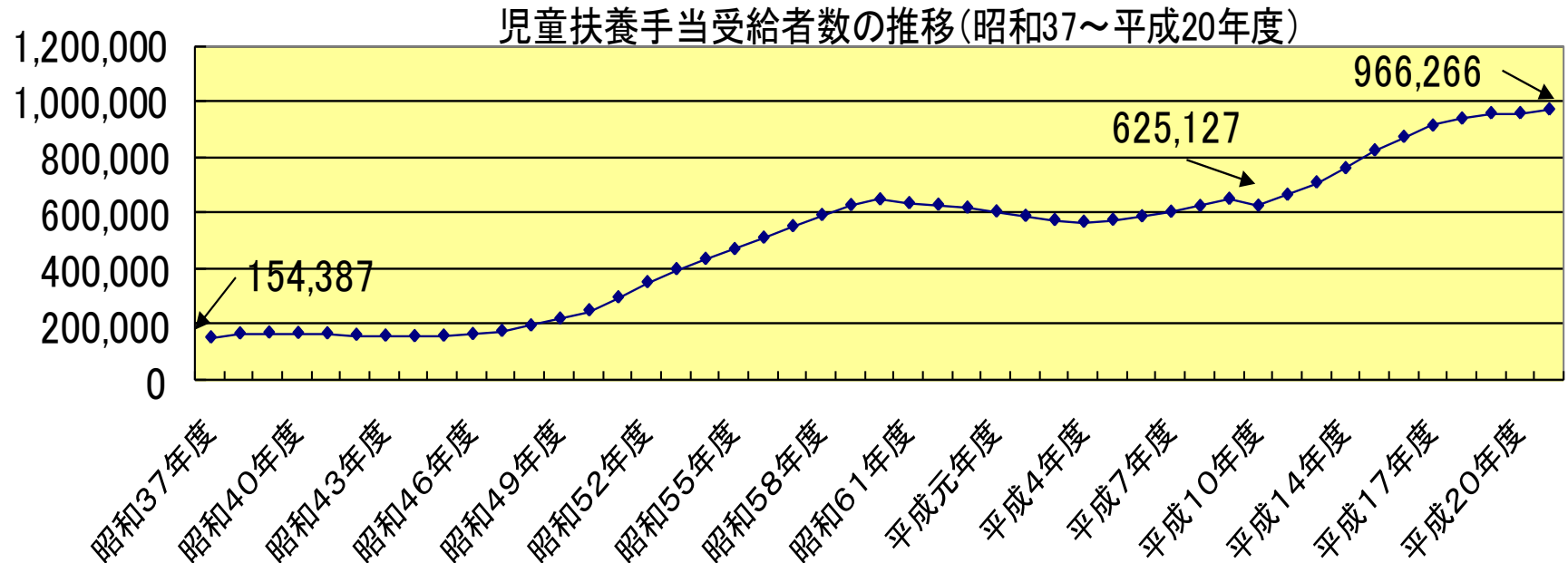
児童扶養手当受給者の推移

○ 平成21年3月末受給者数(厚生労働省福祉行政報告例)

総数	生別母子世帯		死別母子世帯	未婚の母子世帯	父が障害者世帯	父による遺棄世帯	その他の世帯(養育者等)
	離婚	その他					
966,266 (100.0%)	845,543 (87.5%)	1,503 (0.2%)	8,629 (0.9%)	78,245 (8.1%)	2,615 (0.3%)	4,318 (0.4%)	25,413 (2.6%)

○近年、母子家庭の増加により、児童扶養手当の受給者数も増加しており、平成10年度末は625,127人、平成20年度末は966,266人となっている。

○平成20年度末において、全部支給者は562,272人(58.2%)、一部支給者は403,994人(41.8%)である。



(資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」)

児童扶養手当受給者の状況

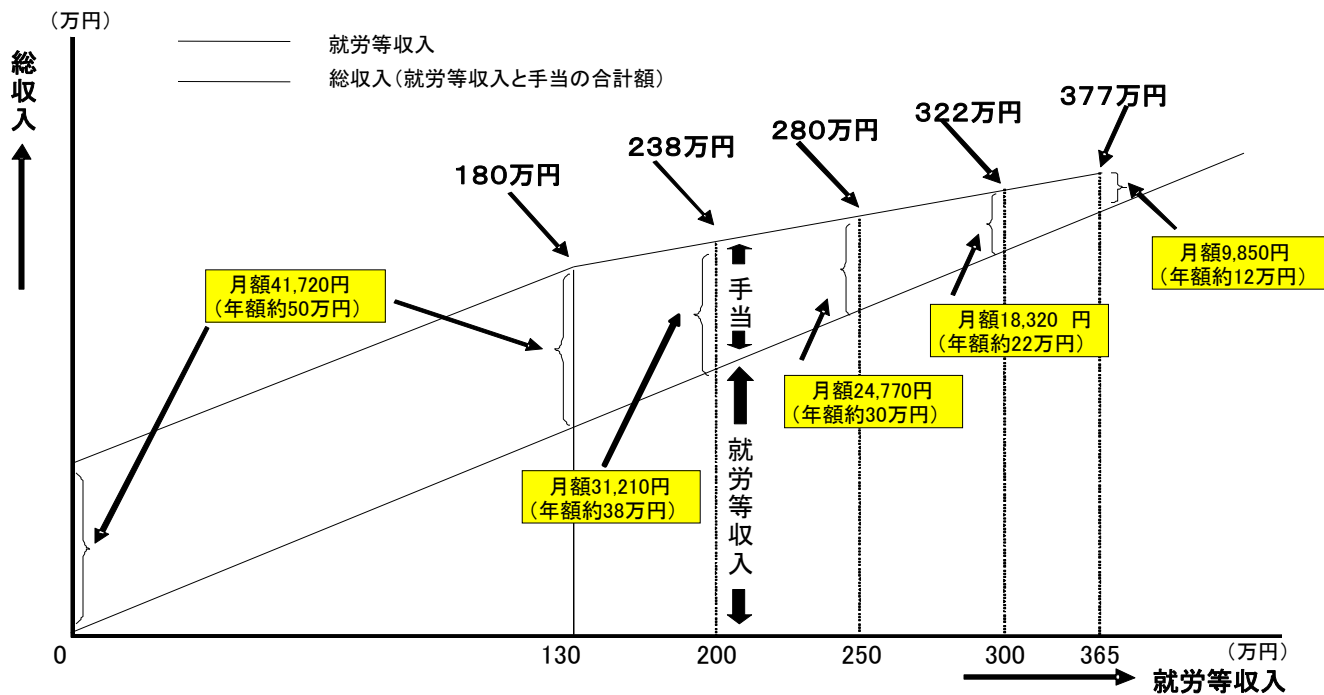
(単位：人)

		受給者	世帯類型別						
			生別母子世帯		死別 母子世帯	未婚の 母子世帯	父が障害者 世帯	父による 遺棄世帯	その他 の世帯
			離婚	その他					
平成19年	4月	948,652	834,030	1,645	9,074	73,528	2,624	4,904	22,847
	5月	955,750	840,430	1,663	9,142	73,886	2,628	4,905	23,096
	6月	963,214	847,142	1,658	9,203	74,068	2,662	4,938	23,543
	7月	969,068	852,498	1,656	9,274	74,468	2,679	4,969	23,524
	8月	974,082	856,975	1,681	9,348	74,888	2,703	4,954	23,533
	9月	976,572	859,083	1,679	9,389	75,059	2,716	4,944	23,702
	10月	979,902	861,731	1,658	9,448	75,361	2,736	4,919	24,049
	11月	986,549	867,537	1,693	9,549	75,781	2,756	4,909	24,324
	12月	989,822	870,541	1,653	9,607	75,877	2,755	4,884	24,505
平成20年	1月	993,763	874,037	1,658	9,691	76,139	2,753	4,892	24,593
	2月	998,912	878,646	1,657	9,744	76,273	2,763	4,912	24,917
	3月	955,941	838,592	1,637	8,881	75,246	2,629	4,612	24,344
	4月	960,947	843,299	1,643	8,883	75,633	2,630	4,620	24,239
	5月	967,949	849,647	1,636	8,950	76,072	2,651	4,658	24,335
	6月	974,460	855,372	1,651	9,043	76,456	2,664	4,687	24,587
	7月	980,696	861,118	1,645	9,107	76,702	2,686	4,680	24,758
	8月	985,560	865,238	1,644	9,183	77,329	2,670	4,668	24,828
	9月	987,879	867,144	1,635	9,162	77,621	2,695	4,626	24,996
	10月	991,456	870,142	1,628	9,226	77,916	2,702	4,580	25,262
	11月	997,190	875,061	1,605	9,292	78,361	2,723	4,568	25,580
	12月	1,000,661	878,210	1,579	9,325	78,549	2,721	4,567	25,710
平成21年	1月	1,005,130	882,176	1,567	9,397	78,747	2,734	4,561	25,948
	2月	1,011,162	887,558	1,538	9,485	79,085	2,743	4,584	26,169
	3月	966,266	845,543	1,503	8,629	78,245	2,615	4,318	25,413

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」（各月末現在）

児童扶養手当の額は、受給者の所得（収入から各種控除額を減じ、さらに、受給者やその児童が父から養育費を受け取っている場合にはその養育費の8割相当額を加えて算出）と扶養親族等の数を勘案して決定され、また、就労等により収入が増えるにつれて児童扶養手当を加えた総収入が増えるよう定められている。

○手当額の例（手当受給者と子1人の家庭の場合）



扶養親族等の数	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額
0人	19万円（92万円）	192万円（311.4万円）
1人	57万円（130万円）	230万円（365万円）
2人	95万円（171.7万円）	268万円（412.5万円）
3人	133万円（227.1万円）	306万円（460万円）
4人	171万円（281.4万円）	344万円（507.5万円）
5人	209万円（335.7万円）	382万円（555万円）

※（）内は収入額ベース。政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額である。49

母子及び寡婦福祉法に基づく母子寡婦福祉貸付金の概要

目的

母子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。
母子及び寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

対象者

- ① 母子福祉資金
・配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの(いわゆる母子家庭の母) ・母子福祉団体 等
- ② 寡婦福祉資金
・寡婦(配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの) 等

貸付金の種類

事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金(計12種類)

貸付条件等

- ・利子: 貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.5%
- ・償還方法: 貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年~20年

実施主体・貸付原資の負担割合

都道府県、指定都市、中核市 (国:2/3 都道府県、指定都市、中核市:1/3)

貸付実績(平成21年度)

- ・母子福祉貸付金 23,547百万円(49,923件)
- ・寡婦福祉貸付金 717百万円(1,247件) ※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係

母子寡婦福祉貸付金の概要

(平成22年4月1日以降適用)

資金の種類	貸付対象等	貸付限度額	貸付を受ける期間	据置期間	償還期限	利率
事業開始資金	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	事業用具(例、販売機、コピー機、事務用品、パソコン等)の購入に必要とする資金 食料、衣服、被服等の購入に必要とする資金 軽業具(例、調理器具、掃除機、洗濯機等)の購入に必要とする資金 洋装、靴、小道具等の購入に必要とする資金 住宅の修繕費、家具の購入費等	2,830,000円 団体4,260,000円 (注)複数の母家庭の母等が同一限度額を超過する場合は、団体限度額とする。		1年	7年以内 <母子・寡婦>(保証人有)無利子 (保証人無)年1.5% <母子福祉団体>無利子
事業継続資金	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	現在事業を営むために必要とする資金 事業の継続に必要な材料、燃料等の購入に必要とする資金 事業の拡大に必要とする資金 子定めのための資金	1,420,000円 団体1,420,000円		6ヶ月	7年以内 <母子・寡婦>(保証人有)無利子 (保証人無)年1.5% <母子福祉団体>無利子
修学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	高等学校、大学、専修学校に必要とする学費、授業料、教材費、書籍代、雑費等	※私立の限度額を例示、()内の数値は、一般分限額 高校、専修学校(高等課程) (自宅)月額30,000円 (自宅外)月額45,000円 (自宅外)月額35,000円 (自宅外)月額52,500円 大学、高等専門学校、専修学校(専門課程) (自宅)月額54,000円 (自宅外)月額81,000円 (自宅外)月額64,000円 (自宅外)月額96,000円 専修学校(一般課程) (自宅)月額31,000円 (自宅外)月額46,500円 (注)高等学校、高等専門学校及び専修学校に就学する児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した日以後の最初の3月31日までの期間に於いて、上記の額を算入した額とする。	就学期間中	当該学校卒業後 6ヶ月	20年以内 専修学校(一般課程) 5年以内 無利子 ※親に貸付ける場合に児童を連帯借受人とする。保証人は不要) ※児童に貸付ける場合に親等を連帯保証人とする。
技能習得資金	母子家庭の母 寡婦	自ら事業を開業するために必要な知識、技能の習得に必要とする資金(例、パソコン、運転免許)	【一般】月額68,000円 【特別】一括816,000円(12月相当) 運転免許460,000円	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内 (保証人有)無利子 (保証人無)年1.5%
修業資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	事業を開業するために必要な知識、技能の習得に必要とする資金	月額68,000円 特別460,000円 (注)修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した日以後の最初の3月31日までの期間に於いて、上記の額を算入した額とする。	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	6年以内 ※修学資金と同様
就職支度資金	母子家庭の母又は児童 父母のいない児童 寡婦	就職するために必要な被服、履物等の購入に必要とする資金	一般100,000円 特別320,000円		1年	6年以内 ※親に係る貸付けの場合(保証人有)無利子 (保証人無)年1.5% ※児童に係る貸付けの場合修学資金と同じ

(平成21年6月5日以後の申請に係る貸付けについて適用)

資金の種類	貸付対象等	貸付限度額	貸付を受ける期間	据置期間	償還期限	利率
医療介護資金	母子家庭の母又の除 家庭(介護を 児童(児童を は場合)は 寡婦	【医療】 340,000円 480,000円 特別 【介護】 500,000円		6ヶ月	5年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.5%
生活資金	母子家庭の母 寡婦	【一般】 月額 103,000円 【技能】 月額 141,000円 (注) 生活に必要とする資金(注) 生活に必要とする資金 子の過剰な生活費(注) 生活に必要とする資金 子の過剰な生活費(注) 生活に必要とする資金	・知識を習得する期間 ・医療費を自己負担する期間 ・介護費用を支払う期間 ・生活費を自己負担する期間	知識を習得する期間 医療費を自己負担する期間 介護費用を支払う期間 生活費を自己負担する期間	得る期間に 習得した知識を 活用する期間 生活費を自己負担する期間	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.5%
住宅資金	母子家庭の母 寡婦	住宅の購入、補修、増築、改築、必要資金 1,500,000円 (特別 2,000,000円)		6ヶ月	6年以内 特別 7年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.5%
転宅資金	母子家庭の母 寡婦	住宅を移転するために必要な資金 260,000円		6ヶ月	3年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.5%
就学支度資金	母子家庭の母が 扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する 子	就学、修業するために必要な 被服等の購入に必要な資金 小 39,500円 中 46,100円 大 160,000円 私立高 100,000円 公立高 420,000円 私立大 380,000円 公立大 590,000円 学・短大等		6ヶ月	就学 20年以内 修業 5年以内	※修学資金と同様
結婚資金	母子家庭の母 寡婦	母子家庭の母が扶養する児童 の婚姻に際して必要な資金 300,000円		6ヶ月	5年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.5%

(注) 償還：年賦、半年賦、月賦いずれも可能で繰上償還もいつでもできる。
違約金：年賦、半年賦、月賦いずれの場合でも、その指定日に償還しなかったときは、その翌日から納入した当日までの日数を計算し、元利金につき年10.75%の違約金が徴収される。